

開 発 行 為 許 可 申 請 書

|  |  |        |
|--|--|--------|
| 都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為<br>(開発行為の変更)の許可を申請します。<br><br>年 月 日<br><br>函館市長 様<br><br>許可申請者 住 所<br><br>氏 名<br><br>(電話 ) |  | ※ 手数料欄 |
| 開<br>発<br>行<br>為<br>の<br>概<br>要  | 1 開発区域に含まれる地域の名称                               |        |
|  | 2 開 発 区 域 の 面 積                                | 平方メートル |
|  | 3 予 定 建 築 物 等 の 用 途                            |        |
|  | 4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名                            |        |
|  | 5 工 事 着 手 予 定 年 月 日                            | 年 月 日  |
|  | 6 工 事 完 了 予 定 年 月 日                            | 年 月 日  |
|  | 7 自己の居住の用に供するもの、<br>自己の業務の用に供するもの、<br>その他のものの別 |        |
|  | 8 法第34条の該当号及び該当する<br>理由                        |        |
|  | 9 そ の 他 必 要 な 事 項                              |        |
| ※ 受 付 番 号  | 年 月 日 第 一 号                                    |        |
| ※ 許可に付した条件   |  |        |
| ※ 許 可 番 号  | 年 月 日 第 一 号                                    |        |

- 備考 1 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
- 2 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 ※印のある欄は記載しないこと。
- 5 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認同等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。